

所在地 (法人の場合は法人所在地、個人 開設の場合は施設所在地)	
法人名(個人開設の場合は空欄)	
代表者(法人の場合は法人所在地、個人 開設の場合は施設所在地)	

特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号。以下「改正法」という。)附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法(昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。)第113条の規定により、下記医療機関について別紙のとおり申請する。

医療機関名称
医療機関所在地

1. 開設者

1	所在地 (法人の場合は法人所在地、個人開設 の場合は施設所在地)	
2	法人名(個人開設の場合は空欄)	
3	代表者(法人の場合は法人所在地、個人開設の場合は施設所在地)	

2. 指定を予定する医療機関

1	医療機関名称	
2	医療機関所在地	
3	管理者氏名	

3. 医療法第113条第1項の指定にかかる業務の内容

該当する取組内容に○を選択してください(複数選択可)

- IX.	日9の状紀が合に○で医がしていたとい、後数医が可が	
選択欄	取 組 内 容	適用
	三次救急医療機関(救命救急センター / 小児救命救急センター)	第1号
	二次救急医療機関であって、救急車受入台数が年間1,000台以上 又は 夜間・休日・時間外の受診患者でただちに入院となった患者の数が年間500人以上	第1号
	機能強化型在宅療養支援病院の単独型	第2号
	機能強化型在宅療養支援診療所の単独型	第2号
	特定機能病院	第3号
	地域医療支援病院	第3号
	総合周産期母子医療センター 又は 地域周産期母子医療センター	第3号
	小児中核病院 又は 小児地域医療センター	第3号
	新生児診療相互援助システム(NMCS)若しくは 産婦人科診療相互援助システム(OGCS)参加医療機関 又は 産科救急病院	第3号
	がん診療連携拠点病院(国指定)	第3号
	精神科救急医療システムに参画し、救急拠点、緊急措置対応 又は 合併症支援のいずれかに概ね週1回以上、輪番で対応している病院	第3号
	地域医療介護総合確保基金事業区分VI「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」の対象 医療機関 ・脳卒中治療において、急性期脳卒中加算年間25件以上 ・急性心筋梗塞などの治療件数年間60件以上 ・高度のがん治療を専門に行っている施設のうち、急性期・高度急性期病棟を持つ医療機関 ・「精神科救急医療体制整備事業」における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院 及び緊急措置入院の対応を年間12件(月平均1件)以上行っている精神科医療機関 ・児童精神科を行う医療機関	第3号
	上記いずれにも該当しない医療機関で指定を希望する医療機関	第 2 号又 は第 3 号

「上記いずれにも該当しない医療機関で指定を希望する医療機関」を選択した場合のみ記載してください

選択欄	適用条項	内容
	第2号	居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす医療機関
	■ æ¼ =	地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有する医療機関

		こ該当する医療機関の取組内容(当該取組の時間外(夜間)・休日の患者受入状況、発生状況・医師の出務頻)医療機関での代替困難性等)を記載してください〈自由記載欄〉	区、
4	Æ 000	吐明も切って吐明な光色もナルスであるもで見 仏仏市 中	
4.	•	時間を超える時間外労働をさせる必要のある具体的事由 可が取得できなかった理由、他の医師との間で勤務時間調整ができなかった理由等	
_	添付書	*a	
Э.		大只 シ書類が必要となります	
		た、申請書かがみ文、別紙、誓約書、添付書類①~⑥の順番で編綴してください	
	チェック欄	添付書類の内容	
		◇ L=1つ 医療法盤・10を第1なに担合すて異数がモファレシュナナ事故	
		① 上記3.医療法第113条第1項に規定する業務があることを証する書類	
		(例) 指定通知書写、指定状況がホームページ等で公表されている場合は当該画面コピー 等	
		(例) 指定通知書写、指定状況がホームページ等で公表されている場合は当該画面コピー 等 救急者受入台数等、件数がわかる書類(令和4年度件数)	
		(例) 指定通知書写、指定状況がホームページ等で公表されている場合は当該画面コピー 等	
		(例) 指定通知書写、指定状況がホームページ等で公表されている場合は当該画面コピー 等 救急者受入台数等、件数がわかる書類(令和4年度件数) ② 医療法第132条の規定により通知された医療法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類 → 医療機関勤務環境評価センターの評価書の写し等 ③ 医師労働時間短縮計画(案)	
		 (例) 指定通知書写、指定状況がホームページ等で公表されている場合は当該画面コピー等 救急者受入台数等、件数がわかる書類(令和4年度件数) ② 医療法第132条の規定により通知された医療法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類 → 医療機関勤務環境評価センターの評価書の写し等 ③ 医師労働時間短縮計画(案) → 評価センターでの受審済の時短計画を添付すること 	
		(例) 指定通知書写、指定状況がホームページ等で公表されている場合は当該画面コピー 等 救急者受入台数等、件数がわかる書類(令和4年度件数) ② 医療法第132条の規定により通知された医療法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類 → 医療機関勤務環境評価センターの評価書の写し等 ③ 医師労働時間短縮計画(案)	
		 (例) 指定通知書写、指定状況がホームページ等で公表されている場合は当該画面コピー等 救急者受入台数等、件数がわかる書類(令和4年度件数) ② 医療法第132条の規定により通知された医療法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類 → 医療機関勤務環境評価センターの評価書の写し等 ③ 医師労働時間短縮計画(案) → 評価センターでの受審済の時短計画を添付すること ④ 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 	
		 (例) 指定通知書写、指定状況がホームページ等で公表されている場合は当該画面コピー等 救急者受入台数等、件数がわかる書類(令和4年度件数) ② 医療法第132条の規定により通知された医療法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類 → 医療機関勤務環境評価センターの評価書の写し等 ③ 医師労働時間短縮計画(案) → 評価センターでの受審済の時短計画を添付すること ④ 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 第2号:第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること 参考)長時間労働者への医師による面接指導制度について〈厚生労働省作成リーフレット〉 	
		 (例) 指定通知書写、指定状況がホームページ等で公表されている場合は当該画面コピー等救急者受入台数等、件数がわかる書類(令和4年度件数) ② 医療法第132条の規定により通知された医療法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類 → 医療機関勤務環境評価センターの評価書の写し等 ③ 医師労働時間短縮計画(案) → 評価センターでの受審済の時短計画を添付すること ④ 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 第2号:第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること 参考)長時間労働者への医師による面接指導制度について〈厚生労働省作成リーフレット〉https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000553571.pdf 	
		 (例) 指定通知書写、指定状況がホームページ等で公表されている場合は当該画面コピー等 救急者受入台数等、件数がわかる書類(令和4年度件数) ② 医療法第132条の規定により通知された医療法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類 → 医療機関勤務環境評価センターの評価書の写し等 ③ 医師労働時間短縮計画(案) → 評価センターでの受審済の時短計画を添付すること ④ 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 第2号:第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること 参考)長時間労働者への医師による面接指導制度について〈厚生労働省作成リーフレット〉 	
		 (例) 指定通知書写、指定状況がホームページ等で公表されている場合は当該画面コピー等 救急者受入台数等、件数がわかる書類(令和4年度件数) ② 医療法第132条の規定により通知された医療法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類 → 医療機関勤務環境評価センターの評価書の写し等 ③ 医師労働時間短縮計画(案) → 評価センターでの受審済の時短計画を添付すること ④ 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 第2号:第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること 参考)長時間労働者への医師による面接指導制度について〈厚生労働省作成リーフレット〉 https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000553571.pdf 参考)長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル 	
		(例) 指定通知書写、指定状況がホームページ等で公表されている場合は当該画面コピー 等 救急者受入台数等、件数がわかる書類(令和4年度件数) ② 医療法第132条の規定により通知された医療法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類 → 医療機関勤務環境評価センターの評価書の写し等 ③ 医師労働時間短縮計画(案) → 評価センターでの受審済の時短計画を添付すること ④ 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 第2号:第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること 参考)長時間労働者への医師による面接指導制度について〈厚生労働省作成リーフレット〉https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000553571.pdf 参考)長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル 厚生労働省R2.9.30「第9回 医師の働き方改革の推進に関する検討会」資料	
		 (例) 指定通知書写、指定状況がホームページ等で公表されている場合は当該画面コピー等 救急者受入台数等、件数がわかる書類(令和4年度件数) ② 医療法第132条の規定により通知された医療法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類 → 医療機関勤務環境評価センターの評価書の写し等 ③ 医師労働時間短縮計画(案) → 評価センターでの受審済の時短計画を添付すること ④ 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 第2号:第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること 参考)長時間労働者への医師による面接指導制度について〈厚生労働省作成リーフレット〉https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000553571.pdf 参考)長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル 厚生労働省R2.9.30「第9回 医師の働き方改革の推進に関する検討会」資料 https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000677260.pdf ⑤ 労働基準法第36条第1項の規定による時間外・休日労働に関する協定届(36 協定) 	
		 (例) 指定通知書写、指定状況がホームページ等で公表されている場合は当該画面コピー等 救急者受入台数等、件数がわかる書類(令和4年度件数) ② 医療法第132条の規定により通知された医療法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類 → 医療機関勤務環境評価センターの評価書の写し等 ③ 医師労働時間短縮計画(案) → 評価センターでの受審済の時短計画を添付すること ④ 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 第2号:第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること 参考)長時間労働者への医師による面接指導制度について〈厚生労働省作成リーフレット〉https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000553571.pdf 参考)長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル 厚生労働省R2.9.30「第9回 医師の働き方改革の推進に関する検討会」資料https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000677260.pdf ⑤ 労働基準法第36条第1項の規定による時間外・休日労働に関する協定届(36 協定) ⑥ 医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類 第3号:労働に関する法律の規定であって政令の定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、 	
		 (例) 指定通知書写、指定状況がホームページ等で公表されている場合は当該画面コピー等 救急者受入台数等、件数がわかる書類(令和4年度件数) ② 医療法第132条の規定により通知された医療法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類 → 医療機関勤務環境評価センターの評価書の写し等 ③ 医師労働時間短縮計画(案) → 評価センターでの受審済の時短計画を添付すること ④ 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 第2号:第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること 参考)長時間労働者への医師による面接指導制度について〈厚生労働省作成リーフレット〉https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000553571.pdf 参考)長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル 厚生労働省R2.9.30「第9回 医師の働き方改革の推進に関する検討会」資料https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000677260.pdf ⑤ 労働基準法第36条第1項の規定による時間外・休日労働に関する協定届(36協定) ⑥ 医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類 	
	₽₩≠	 (例) 指定通知書写、指定状況がホームページ等で公表されている場合は当該画面コピー等 救急者受入台数等、件数がわかる書類(令和4年度件数) ② 医療法第132条の規定により通知された医療法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類 → 医療機関勤務環境評価センターの評価書の写し等 ③ 医師労働時間短縮計画(案) → 評価センターでの受審済の時短計画を添付すること ④ 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 第2号:第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること 参考) 長時間労働者への医師による面接指導制度について〈厚生労働省作成リーフレット〉 https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000553571.pdf 参考) 長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル 厚生労働省R2.9.30「第9回 医師の働き方改革の推進に関する検討会」資料 https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000677260.pdf ⑤ 労働基準法第36条第1項の規定による時間外・休日労働に関する協定届(36 協定) ⑥ 医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類 第3号:労働に関する法律の規定であって政令の定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと。 	
6.	担当者	 (例) 指定通知書写、指定状況がホームページ等で公表されている場合は当該画面コピー等 救急者受入台数等、件数がわかる書類(令和4年度件数) ② 医療法第132条の規定により通知された医療法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類 → 医療機関勤務環境評価センターの評価書の写し等 ③ 医師労働時間短縮計画(案) → 評価センターでの受審済の時短計画を添付すること ④ 医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 第2号:第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること 参考) 長時間労働者への医師による面接指導制度について〈厚生労働省作成リーフレット〉 https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000553571.pdf 参考) 長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル 厚生労働省R2.9.30「第9回 医師の働き方改革の推進に関する検討会」資料 https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000677260.pdf ⑤ 労働基準法第36条第1項の規定による時間外・休日労働に関する協定届(36 協定) ⑥ 医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類 第3号:労働に関する法律の規定であって政令の定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと。 	

メールアドレス

	000	第			号
(案)	令和		年	月	日

所在地 (法人の場合は法人所在地、個人 開設の場合は施設所在地)	
法人名(個人開設の場合は空欄)	
代表者(法人の場合は法人所在地、個人 開設の場合は施設所在地)	

連携型特定地域医療提供機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号。以下「改正法」という。)附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法(昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。)第118条の規定により、下記医療機関について別紙のとおり申請する。

記

	【別紙】					
1	.	開詞	设者			
	1	所を設め	王地(法人の場合は法) 場合は施設所在地)	、 所在地、個人開		
	2	法丿	人名(個人開設の場合に	は空欄)		
	3	代ま 設の	長者(法人の場合は法 <i>)</i> 場合は施設所在地)	(所在地、個人開		
2	. ;	指定	定を予定する医療	機関		
	1		医療機関名称			
	2		医療機関所在地			
	3		管理者氏名			
3	.	医扼	療法第118条第	1項の指定にか	かかる派遣の実施について	
	選択	₹欄			要件確認事項	
			他の病院又は診療所	へ医師の派遣を行	うているか	
			医師の派遣は医療機 めたものであるか	関の管理者の指示	示により行われたもの、その他の医療提供体制の確保のために管理者が必要と認	
			当該派遣によって医師	あ労働時間がやも	ひを得ず長時間となるものであるか	
_	医		供体制確保のための	医師派遣の実施内	内容(派遣を行う地域、診療科目等を踏まえ必要性について自由記載)	
		/- c	0001188±172=7	, u+ 88 M 34 M 41 →		
4		_			をさせる必要のある具体的事由 「との間で勤務時間調整ができなかった理由等	
			2 2 12 0,0			

5. 添付書類

下記全ての書類が必要となります

申請時には、申請書かがみ文、別紙、誓約書、添付書類①~⑥の順番で編綴してください

チェック欄	添付書類の内容
	 ① 上記3. 医療法第118条第1項の指定に係る派遣の実施に関する書類 → 管理者からの指示に基づく派遣であることや、医師からの副業・兼業の申告を受けた管理者が 医療提供体制の確保のために必要な派遣と認めたものとわかる書類 ※どの程度まで求めるか検討中 (時短計画の中で記載されている場合は、省略可)
	② 医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類→ 医療機関勤務環境評価センターの評価書の写し等
	③ 医師労働時間短縮計画 (案)→ 評価センターでの受審済の時短計画を添付すること
	④ 医療法第118条第2項において準用する医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを 証する書類 第2号:第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の 規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること
	参考)長時間労働者への医師による面接指導制度について〈厚生労働省作成リーフレット〉 https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000553571.pdf 参考)長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル 厚生労働省R2.9.30「第9回 医師の働き方改革の推進に関する検討会」資料 https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000677260.pdf
	⑤ 労働基準法第 36 条第 1 項の規定による時間外・休日労働に関する協定届(36 協定)
	⑥ 医療法第118条第2項において準用する医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを 誓約する書類 第3号:労働に関する法律の規定であって政令の定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、 公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと。

6. 担当者情報

-						
1	担当者職·氏名					
2	担当者連絡先					
3	メールアドレス					

連携B水準申請

	000	第			号
(案)	令和		年	月	日

所在地 (法人の場合は法人所在地、個人 開設の場合は施設所在地)	
法人名(個人開設の場合は空欄)	
代表者(法人の場合は法人所在地、個人 開設の場合は施設所在地)	

技能向上集中研修機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号。以下「改正法」という。)附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法(昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。)第119条の規定により、下記医療機関について別紙のとおり申請する。

記

【別紙】

	요요=^. +>	
1	鼠獸者	
	1771 O.X. C	

1	所在地(法人の場合は法人所在地、個人開設の場合は施設所在地)	
2	法人名(個人開設の場合は空欄)	
3	代表者 (法人の場合は法人所在地、個人開設の場合は施設所在地)	

2. 指定を予定する医療機関

1	医療機関名称	
2	医療機関所在地	
3	管理者氏名	

3. 医療法第119条第1項の指定にかかる業務の内容について

該当する取組内容に○を選択してください(複数選択可)

選択欄	要件確認事項
	第1号 医師法第16条の2第1項の臨床研修に係る業務 (基幹型臨床研修病院 又は 協力型臨床研修病院)
	第2号 医師法第16条の11第1項の研修にかかる業務 (専門研修基幹施設 又は 専門研修連携施設)

4. 年960時間を超える時間外労働をさせる必要のある具体的事由

宿日直許可が取得できなかった理由。	他の医師との間で勤務時間調整ができなかった理由等
10 口 色可 りか 払付 しこなか から生山、	一心少区叩しのは しまりかい 自動走り しこなり カジキ山台

旧口上が、カルスのできなからと出ているのは、とかからいは、単立となっている。						

C-1水準申請

5. 添付書類

下記全ての書類が必要となります

申請時には、申請書かがみ文、別紙、誓約書、添付書類①~⑥の順番で編綴してください

チェック欄	添付書類の内容
	① 上記3. 医療法第119条第1項の指定に係る派遣の実施に関する書類→ 派遣先医療機関一覧表、派遣医師と派遣頻度のわかる書類(時短計画の中で記載されている場合は、省略可)
	② 医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類→ 医療機関勤務環境評価センターの評価書の写し等
	③ 医師労働時間短縮計画 (案)→ 評価センターでの受審済の時短計画を添付すること
	④ 医療法第119条第2項において準用する医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを 証する書類第2号:第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の 規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること
	参考)長時間労働者への医師による面接指導制度について〈厚生労働省作成リーフレット〉 https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000553571.pdf 参考)長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル 厚生労働省R2.9.30「第9回 医師の働き方改革の推進に関する検討会」資料 https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000677260.pdf
	⑤ 労働基準法第 36 条第1項の規定による時間外・休日労働に関する協定届(36 協定)
	⑥ 医療法第119条第2項において準用する医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを 誓約する書類第3号:労働に関する法律の規定であって政令の定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、 公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと。

6. 担当者情報

-		
1	担当者職·氏名	
2	担当者連絡先	
3	メールアドレス	

C-1水準申請

	000	第			号
(案)	令和		年	月	日

所在地(法人の場合は法人所在地、個人 開設の場合は施設所在地)	
法人名(個人開設の場合は空欄)	
代表者(法人の場合は法人所在地、個人 開設の場合は施設所在地)	

特定高度技能研修機関の指定申請について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和3年法律第49号。以下「改正法」という。)附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法(昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。)第120条の規定により、下記医療機関について別紙のとおり申請する。

	記
医療機関名称	
医療機関所在地	

【別紙】

1	睭	②	2
1	IŦI	市女任	1

1	所在地(法人の場合は法人所在地、個人開設の場合は施設所在地)	
2	法人名(個人開設の場合は空欄)	
3	代表者(法人の場合は法人所在地、個人開設の場合は施設所在地)	

2. 指定を予定する医療機関

1	医療機関名称	
2	医療機関所在地	
3	管理者氏名	

3. 年960時間を超える時間外労働をさせる必要のある具体的事由

宿日直許可が取得できなかった理由、他の医師との間で勤務時間調整ができなかった理由等

4. 医療法第120条第1項の指定にかかる業務の内容及び添付書	4.	医療法第120条第	1項の指定にか	かる業務の店	内容及び添付書	彗類
---------------------------------	----	-----------	---------	--------	---------	----

申請時には、申請書かがみ文、別紙、誓約書、添付書類①~⑥の順番で編綴してください

チェック欄	要 件 確 認 事 項
	① 医療法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類
	→ 厚生労働省の確認申請書類一式
	② 医療法第120条第1項の厚生労働大臣の確認を受けたことを証する書類
	③ 医師労働時間短縮計画(案)
	→ 評価センターでの受審済の時短計画を添付すること
	④ 医療法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類
	→ 医療機関勤務環境評価センターの評価書の写し等
	⑤ 医療法第120条第2項において準用する医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類
	第2号:第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の
	規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること
	参考)長時間労働者への医師による面接指導制度について〈厚生労働省作成リーフレット〉
	https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000553571.pdf
	参考)長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアル
	厚生労働省R2.9.30「第9回 医師の働き方改革の推進に関する検討会」資料
	https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000677260.pdf
	⑥ 労働基準法第 36 条第1項の規定による時間外・休日労働に関する協定届(36 協定)
	⑦ 医療法第120条第2項において準用する医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類
	第3号:労働に関する法律の規定であって政令の定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、
	公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと。

5. 担当者情報

1	担当者職·氏名	
2	担当者連絡先	
3	メールアドレス	

誓 約 書

特定労務管理対象機関の指定申請をするにあたり、次の事項に相違ないことを 誓約するとともに、誓約に反することが発覚した場合等には、指定が取り消される ことについて異存ありません。

- 次の事項を確認し、了承の場合にはチェックボックスにチェックを入れてください
- ・ 以下のチェックボックスの全てにチェックが必要です

□ 書類の記載について

交付申請書および添付資料に記載した情報に偽りはありません。

□ 医療法第113条第3項第3号の要件について

労働に関する法律の規定であって政令に定めるものの違反に関し、 法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって 厚生労働省令で定めるものはありません。

令和 年 月 日

所在地(法人の場合は法人所在地、個人 開設の場合は施設所在地)

法人名 (個人開設の場合は空欄)

代表者(法人の場合は法人所在地、個人 開設の場合は施設所在地)

指定を予定する医療機関名称